

## 平成27年分 ふるさと納税 限度額（概算）

税目・控除の種類	控除方式	控除額の計算
①所得税・寄附金控除	所得控除	(寄附金－2,000円) を所得控除→控除額×所得税率が軽減
②住民税・基本控除	税額控除	(寄附金－2,000円) ×10%
③住民税・特例控除	税額控除	(寄附金－2,000円) ×(90%－所得税率)

※①+②+③により寄附金のうち2,000円を超える部分が全額控除 (ただし、③は住民税所得割の2割が限度)

③（平成27年度版ふるさと納税）の上限計算式

(住民税の所得割額 × 20%) ÷ (90% - 所得税率) + 2,000円

※平成26年度までは

(住民税の所得割額 × 10%) ÷ (90% - 所得税率) + 2,000円

### ふるさと納税上限計算式 27年分

$$\begin{aligned}
 & \left( \begin{array}{c} \text{住民税の所得割額} \\ \boxed{\phantom{000000}} \text{円} \end{array} \times 20\% \right) \div \left( 90\% - \begin{array}{c} \text{所得税率} \\ \boxed{\phantom{00}} \% \end{array} \right) + 2,000\text{円} \\
 = & \boxed{\phantom{000000}} \text{円}
 \end{aligned}$$

※次頁参照

※すぐに還付されるのは所得税だけで、軽減の大部分は住民税部分なので、すぐに得になったという実感は少ないかもしれません（翌年の住民税から控除）。

※H27「ふるさと納税ワンストップ特例」の場合には、所得税額からの控除はせず、全額が住民税からの控除となります。

## 平成26年分所得税・平成27年度分住民税 税額表

課税総所得金額 (千円未満切捨て)	所得税 (復興税含む)  (上段) 税率 (下段) 控除額	住民税 (所得割)			所得税+住民税  (上段) 税率 (下段) 控除額
		道府県民税	市民税	合計	
		税率	税率	税率	
1,950千円	<b>5.105%</b> 控除額なし	4%	6%	10%	15.105% 控除なし
1,950千円超 3,300千円以下	<b>10.21%</b> 99,547.5円				20.21% 99,547.5円
3,300千円超 6,950千円以下	<b>20.42%</b> 436,477.5円				30.42% 436,477.5円
6,950千円超 9,000千円以下	<b>23.483%</b> 649,356円				33.483% 649,356円
9,000千円超 18,000千円以下	<b>33.693%</b> 1,568,256円				43.693% 1,568,256円
18,000千円超	<b>40.84%</b> 2,854,716円				50.84% 2,854,716円

